

平成17年8月12日

金融庁総務企画局企業開示課長 殿

照会者

名古屋市中区丸の内3-5-10
住友商事丸の内ビル5階
エムビーエルベンチャーキャピタル株式会社
代表取締役 数納幸子

上記照会者代理人弁護士
東京都千代田区永田町1丁目11番28号
相互永田町ビルディング6階
弁護士法人古田&アソシエイツ法律事務所

弁護士 古田利雄

弁護士 佐川明生

弁護士 鈴木理晶

法令適用事前確認手続きにかかる照会について

当職らは、上記照会者の代理人として、標記の件につき、下記のとおりご照会申し上げます。

記

1. 照会にかかる具体的内容と適用対象法令

照会者（以下当社といいます。）は、ベンチャーキャピタル業を営む株式会社で、投資事業有限責任組合を設立し、将来有望なベンチャー企業に出資し支援をしております。また当社は当該組合ファンドの業務執行組合員、無限責任組合員としてファンドの管理運営に関し無限責任を負っております。

今般、株式発行会社が当該組合ファンド（当社が組合を代表します）に対し勧誘を行うにあたり、勧誘の相手方人数から適格機関投資家を除くため、適格機関投資家にあたる当組合ファンドとの間で証券取引法施行令（以下施行令といたします。）第1条の4第2項の譲渡制限を付して契約を締結しようと考えております。

そこで、当該組合ファンドの投資対象である未上場株式が将来上場を果たした場合、株式の譲渡に際しては、同条項による譲渡制限規制は解除されると考えてよいかについてご照会申し上げます。併せて、解除されるとすれば、その根拠法令は何かについてもご照会致します。

2. 当職らの見解

平成15年3月の証券取引法施行令等の改正（同年4月1日施行）において、有価証券の「募集」に該当するか否かを判断する際の被勧誘者の人数の計算の際、被勧誘者に適格機関投資家が含まれていても、その人数が250名以下であること、当該有価証券を取得した適格機関投資家が適格機関投資家以外には譲渡しないことを定めた譲渡に関する契約を締結することを取得の条件とすること等の一定の要件を満たす場合は当該適格機関投資家を除いて、50名以上か否かを判定することになりました。（施行令第1条の4第2項）

当職らは、かかる要件を満たした適格機関投資家が有価証券を取得した後、当該有価証券が上場株式となった場合には施行令第1条の4第2項の譲渡制限は及ばなくなると考えます。

施行令には上記の譲渡制限についての有効期間、有価証券が上場した場合の制限の扱いについて示唆するものはありませんが、施行令第1条の4第2項の制限は、一般投資家を保護する必要の高い有価証券の募集の場合を想定したものであり、企業情報について開示がなされる上場株式に転じた場合には不要になると思料します。

むしろ、証券取引所市場は、不特定多数の投資者が参加を予定する自由公開の市場であり、市場における売買に基づく株式の移転について制限されないのが原則といえます。

したがって、当職らは有価証券が開示を要求される上場株式となった場合、

上記の理由、および一定の開示有価証券について有価証券届出書の提出を免除している証券取引法第4条2項但書などの趣旨にも鑑みて、施行令第1条の4第2項の譲渡制限は及ばないと考えます。

3. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることへの同意

照会者は、本照会における照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることへ同意いたします。

以上